

令和8年度

# 市営住宅申込要領

○市営住宅の申込み資格については、収入基準をはじめ色々な制限があります。

○申込みにあたっては、この申込要領をよく読んでお申込みください。

○市営住宅の入居決定は、住宅困窮度の高い方からの入居を考慮し選考しますが、順位をつけることが難しい場合は公開抽選とします。

○市営住宅の申込みについては、4月15日(水)から4月30日(木)までの期間で申請を受け付けています。



お申込み・お問い合わせ

善通寺市役所 都市整備部 建築住宅課

0877-63-6313

## 募集概要

### 1. 募集する市営住宅

- (1) 名称：あけぼの団地（善通寺市文京町二丁目3番1号）  
建築年：平成9年度～平成10年度建設  
構造等：鉄骨鉄筋コンクリート8階建（エレベーターあり）
- (2) 名称：にしせん団地（善通寺市仙遊町二丁目6番10号）  
建築年：平成14年度  
構造等：鉄骨鉄筋コンクリート6階建（エレベーターあり）

### 2. 募集戸数 あけぼの団地 9戸

階数・部屋番号	間取り	排水・ガス	部屋の広さ	月額家賃
1階 109	2DK	公共下水・都市ガス	58.9㎡	20,800円～31,000円
5階 507	2DK	公共下水・都市ガス	58.9㎡	19,600円～29,200円
6階 606	2DK	公共下水・都市ガス	58.9㎡	19,700円～29,400円
7階 706	2DK	公共下水・都市ガス	58.9㎡	19,700円～29,400円
7階 708	2DK	公共下水・都市ガス	58.9㎡	19,600円～29,200円
1階 101	3DK-A	公共下水・都市ガス	68.3㎡	22,900円～34,100円
2階 204	3DK-B	公共下水・都市ガス	64.2㎡	21,500円～32,000円
2階 209	3DK-B	公共下水・都市ガス	64.2㎡	21,400円～31,900円
3階 310	3DK-B	公共下水・都市ガス	64.2㎡	21,400円～31,900円

### にしせん団地 5戸

階数・部屋番号	間取り	排水・ガス	部屋の広さ	月額家賃
1階 203	2DK-D	公共下水・都市ガス	64.5㎡	21,200円～31,600円
3階 305	2DK-C	公共下水・都市ガス	64.5㎡	21,200円～31,600円
3階 306	2DK-D	公共下水・都市ガス	64.5㎡	21,200円～31,600円
2階 201	3DK-C	公共下水・都市ガス	75.0㎡	24,700円～36,800円
3階 302	3DK-D	公共下水・都市ガス	74.3㎡	24,500円～36,400円

### 3. 入居開始予定日 令和8年7月頃

### 4. 申込受付期間

【日 時】令和8年4月15日（水）～令和8年4月30日（木）  
（土・日・祝日は除く。）

8時30分～17時15分（12時～13時を除く。）

【申込場所】 市役所本庁舎3階 建築住宅課窓口

※申請書類一式は、原則入居者本人又は同居予定者が持参してください。

## 入居資格

市営住宅は、住宅に困っている市民の方々に安い家賃で住んでいただくために、国と市が協力して建設した市の公共賃貸住宅です。

そのため、市営住宅へ入居するために申込みできる方は、法律（公営住宅法）や条例（善通寺市営住宅条例）で次の1～6のすべての条件を満たしている方に決められています。

1. 同居又は同居しようとしている親族（婚約者・内縁関係者含む。）がいること（世帯を不自然に分離又は集合した申込みは出来ません）。  
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書をお持ちの方は、同居とみなします。また、単身者については、別に要件（※1）があります。
2. 世帯の収入が、国で定められている収入基準の範囲以内であること。  
月収額が一般階層世帯の場合、15万8千円以下、裁量階層世帯（P3※2）の場合、21万4千円以下であること。詳細についてはP4の対象となる収入と計算方法を参考にしてください。
3. 市内に住所又は勤務場所がある方
4. 市税を滞納していないこと。
5. 現在住宅に困窮していることが明らかであること（現在県営・市町営住宅等の名義人の方は応募できません。）。
6. 入居者及び同居者が暴力団員でないこと。

（※1）次の（1）～（10）のいずれかに該当する方は単身者での応募が可能です。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる方は除きます。

（1）60歳以上の方

（2）身体障害者手帳（1～4級）、精神障害者手帳（1～3級）又はこれに相当する程度の知的障がいのある方

（3）戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に定める程度の方

- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により、医療給付に関する厚生労働大臣の認定を受けている方
- (5) 原子爆弾被爆者の認定を受けている方
- (6) 生活保護を受けている方
- (7) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方
- (8) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律に定めるハンセン病療養所入所者等の方
- (9) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に定める被害者で、
  - ①同法による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方又は
  - ②同法による保護命令の申立を行った方で、当該保護命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方
- (10) 特定中国残留邦人等のうち支援給付受給者である方

(※2) 裁量階層に該当する世帯は、以下のとおりです。

裁量階層世帯	要件
(1) 心身障がい者世帯	次のいずれかに該当する方がいる世帯 ア) 身体障害者手帳を所持し、その等級が1級～4級の方 イ) 精神障害者保健福祉手帳を所持している方又はこれに相当する知的障がいのある方がいる世帯 ウ) (P2※1)の(3)に該当する世帯
(2) 原子爆弾被爆者世帯	原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
(3) 引揚者世帯	海外からの引揚者で、引揚後5年以内の方がいる世帯
(4) ハンセン病療養所入所者世帯等	入居者又は同居者にハンセン病療養所入所者の方等がいる世帯
(5) 60歳以上の世帯	申込者が60歳以上の方で、かつ、同居者のいずれもが60歳以上の方又は18歳未満の方の世帯
(6) 就学前児世帯	同居者に小学校就学前の子どもがいる世帯

## 対象となる収入と計算方法（参考）

（月収額の計算方法）

$$\left[ \begin{array}{|c|} \hline \text{(A)} \\ \hline \text{年間総所得額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{(B)} \\ \hline \text{控除額} \\ \hline \end{array} \right] \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{月収額} \\ \hline \end{array}$$

※ 入居する家族全員の月収額の合計が15万8千円（裁量階層は21万4千円）を超える場合は、対象とはなりません。

（A）年間総所得額とは

※所得課税証明書を基に、所得税法に準じた所得金額を算出します（所得の種類（給与、年金、その他所得）により算出方法が異なります。）。

（ア）給与所得者の場合

会社員、店員、日雇労働者、パート、事業専従者などが得る、給料、賃金、ボーナス、手当などを含んだ金額です（ただし、非課税所得は含みません。）。

（イ）年金所得者の場合

厚生年金、国民年金、恩給などの金額です。法律により非課税とされている各種年金（障害年金、遺族年金、福祉年金等）による所得は含みません。

（ウ）その他の所得者の場合

自営業、サービス業、外交員などが得る、事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの金額です。税金の申告をしている方は、所得金額を確認してください。

（B）控除額とは

公営住宅法で、同居親族の人数や、寡婦・寡夫、障がい者等の控除対象とその額が定められています。税法上の控除とは異なります。

※参考

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| ① 同居親族（申込者以外の方） | 38万円 × 人数 |
| ② 障がい者          | 27万円 × 人数 |
| ③ 寡婦・寡夫         | 27万円 × 人数 |
| ④ 老人（本人以外70歳以上） | 10万円 × 人数 |
- など、各種控除があります。

## 申込みに必要な書類

### 1. 市営住宅入居申込書

市役所 3 階建築住宅課、市内公民館、善通寺市社会福祉協議会にあります。また、市ホームページ、下の QR コードから取得できます。

※太枠内以外のすべての記入箇所に必要事項を記入してください。

### 2. 住民票

本人及び入居予定者全員の住民票で、続柄が記載されているものがが必要です。

### 3. 令和7年度所得課税証明書

18 歳未満の方を除く、本人及び入居予定者全員のものがが必要です。

### 4. 市税を滞納していない証明書

18 歳未満の方を除く、本人及び入居予定者全員のものがが必要です。

※市税務課が発行する「滞納のない証明書（完納証明書）」を提出ください。

### 5. 暴力団員又は暴力団関係者ではないことの表明・確約に関する同意書

市役所 3 階建築住宅課、市内公民館、善通寺市社会福祉協議会にあります。また、市ホームページ、下の QR コードから取得できます。

※次ページもよくお読みください。



【P5の1～5書類のほか、次に該当する方は提出が必要です。】

6. すでに退職された方又は失業状態にある方

退職証明書又は失業状態であることが確認できる書類（雇用保険受給資格者証、離職票等）

7. 就職や転職等により前年の所得と現在の給与の状況が変化している方

現在の所得が分かる書類（給与明細等）

8. 生活保護を受給している方

生活保護受給証明書

9. 婚約中の方

婚約証明書（婚姻の予約者が同居する場合に限りです。）

同居する方が婚約者である場合は、婚約証明書と婚約者の収入の有無を証明する書類（婚約者が退職する場合は退職証明が必要です。）を持参してください（市役所3階建築住宅課、市内公民館、善通寺市社会福祉協議会にあります。また、市ホームページ、P5のQRコードから取得できます。）。

10. パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を利用される場合は、事前に人権課（63-6311）にご相談のうえ、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓証明書等を持参してください。

11. 障害者手帳をお持ちの方

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し等

12. 住宅困窮度の判定をするときに証明となる書類

市営住宅入居申込書の裏面（P12）、「2 住宅困窮状況」の該当する箇所の番号に○印を付け、その内容を証明する書類を添付してください。

（母子証明書、家賃証明書、立ち退き要求書、倒壊もしくは老朽している建物の写真等）

（母子証明書については、市役所3階建築住宅課、市内公民館、善通寺市社会福祉協議会にあります。また、市ホームページ、P5のQRコードから取得できます。）

13. その他

入居資格者の判定上、市長が必要と認める書類

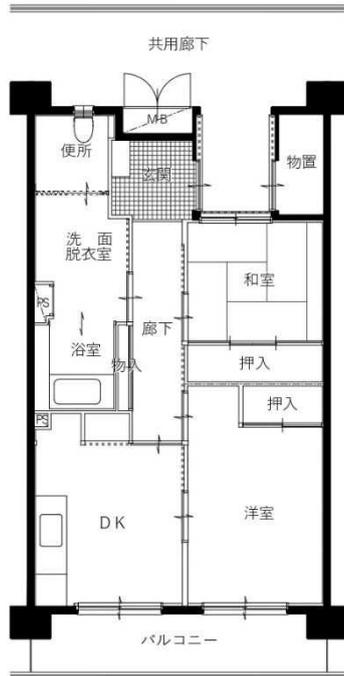
## 申し込みについてのご注意

1. 入居申込書、その他の提出書類、申請内容に虚偽のあることが判明した場合は、申込書等によるすべての資格を取り消します。
2. 家族を不自然に分割しての申込みはできません。
3. すでに県営住宅、市営住宅に入居している名義人の方は申込みできません。
4. 入居申込書に記入されていない方は入居できません。  
※ただし、申込み後に出生した子は除きます。  
※入居するときに同居親族が変更となる場合は、入居を取り消す場合があります。
5. 過去に市営住宅に入居していた方で、条例等の違反により、住宅の明渡しを受けた方や家賃等の滞納のある方は、入居資格に一定の制限があります。
6. 持ち家がある方は、次に該当する場合に限り申し込みすることができます。
  - (1) 持ち家が著しく老朽化しており、再建築が困難と認められる住宅にお住いの方で、市営住宅入居後取り壊しを証明する登記簿謄本を提出できる場合。
  - (2) 差し押さえ等、正当な理由による立ち退き要求等により持ち家を所有できなくなる場合。
7. 入居する住宅は、修繕及び業者による美装をしています。  
入居後の修繕（設備不良は除く）はしませんので、内容を十分理解した上でお申込みください。
8. 市営住宅入居申込書の「住所」「氏名」欄は、確実に郵便が届くように記入してください。また、「電話」欄は、平日午前9時から午後5時までの間に連絡がとれる電話番号を記入してください。

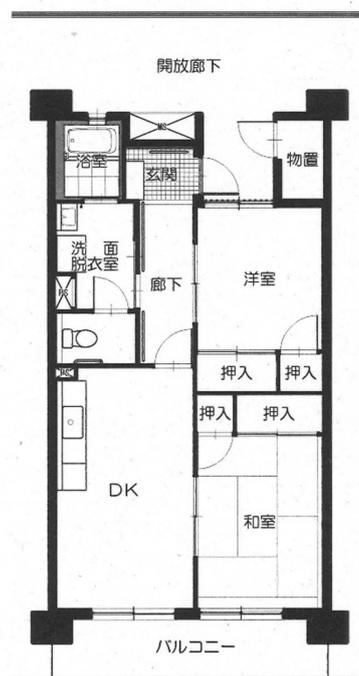
## 入居の決定及び入居後における注意

1. 入居の決定について  
入居の決定は令和8年6月中旬頃、入居開始は7月を予定しています。
2. 入居するときに、連帯保証人が1名必要です。  
入居契約の際に、連帯保証人の印鑑証明書（実印押印）及び所得証明書が必要です。
3. 敷金について  
入居には、敷金として入居時の家賃の3ヶ月分の納入が必要です。
4. 印鑑証明書について  
申込者本人の印鑑証明書が必要です。（実印の押印）
5. ペットの飼育について  
犬、猫、小鳥などのペットを飼うことは原則禁止しています。
6. 市営住宅使用料（家賃）について  
市営住宅の使用料（家賃）は毎月末日までの支払いとなっています。3ヶ月以上滞納した場合は、明渡しの対象となりますのでご承知ください。
7. 自治会活動へのご協力のお願い  
入居後は、団地自治会へ加入をお願いします。また、自治会の入会には毎月の会費1,300円（変動あり）と入会時に設備費15,000円が必要です。
8. 入居者の異動について  
出産や転出など、同居する方に異動があった場合や、連帯保証人に変更があった場合には届出が必要です。
9. 退去するときの手続き  
住宅を退去するときは、退去する5日前までに届け出て、退去時の住宅検査を受けてください。また、破損箇所等がある場合は原状回復をしていただきます。
10. 駐車場について  
駐車場を使用する場合には、別途許可が必要です。また、毎月の使用料3,000円と契約時に保証金9,000円が必要です。無断駐車や路上駐車は絶対にしないでください。

## 市営あけぼの団地 募集住宅間取り図



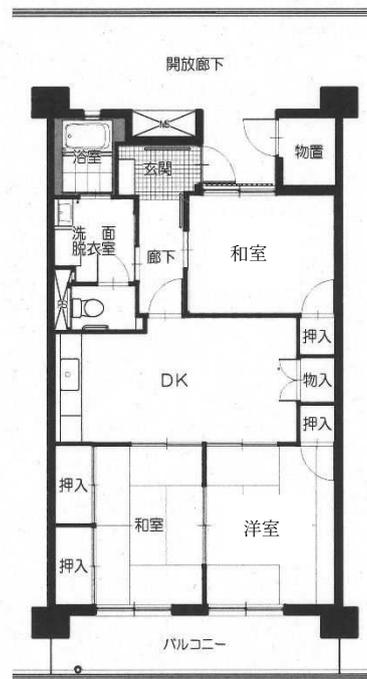
2DK (障がい者用)  
109



2DK  
507



2DK  
606・706・708

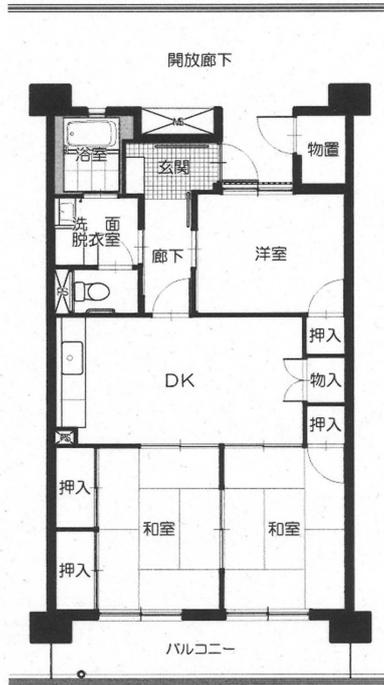


3DK  
101

※2DKは、P2の要件を満たしている方のみ単身者の方も申込み可能です。



3DK  
204・310

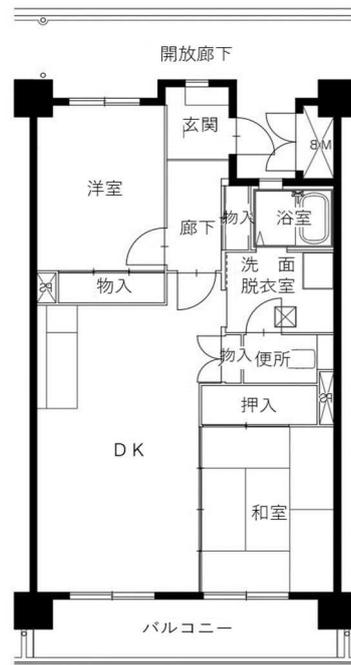


3DK  
209

# 市営にしせん団地 募集住宅間取り図



2DK  
203・305



2DK  
306

※2DKは、P2の要件を満たしている方のみ単身者の方も申込み可能です。



3DK  
201



3DK  
302

普通寺市長 様

申込者 住所

( 方)

第1希望住宅  
第2希望住宅

団地 DK  
団地 DK

氏名

㊞

電話

## 市営住宅入居申込書

次のとおり市営住宅に入居したいので、承認されるよう申請します。

また、この申請書及び添付書類に虚偽がある場合は、申請を無効とされても異議を申し立てません。

また、この申請書及び添付書類の内容の真偽について、市長が調査することに同意します。

記

※太枠内は、記入しないでください。

	氏名	続柄	生年月日	年齢	職業及び勤務先	年間所得 (円)	本人該当事項			世帯状況			
							特障	普障	同居	別居	老人扶養	特定扶養	
入居者及び既存同居者		本人											
別居親族扶養													
記載上の注意						世帯総所得額(a)							
	1 申込みについての注意						一人につき27万円以下で控除対象者の年間所得以下	× 40万 円	× 27万 円	× 38万 円	× 38万 円	× 10万 円	× 25万 円
	(1) 申込みは、1世帯1通で、市営住宅1戸限りです。												
	(2) 申込書の記載事項に誤りがあるとき、又は調査の結果入居資格が無いときは、全て無効になります。												
2 記入についての注意													
(1) ペンで分かりやすく書き、押印を忘れないようにしてください。													
(2) 『入居者及び既存同居者』と『別居扶養親族』欄には承認済の者を記入してください。													
(3) 18歳以上で現在無職の方は、上の『職業及び勤務先』欄に、次の項目を参考にして、該当する番号、記号及び内容を記入してください。													
① 非課税所得の場合……ア 遺族年金 イ 障害年金 ウ その他( )													
② 扶養を受けている場合……扶養者の住所、氏名、続柄													
(4) <span style="background-color: #cccccc;"></span> 内は、記入の必要がありません。													
2 添付書類													
(1) 住民票の写し（入居者及び同居する親族全員）													
(2) 市町村の発行する、18歳以上の世帯員全員の所得証明書及び納税証明書													
(3) 障害者（1～6級）の方は、障害者手帳のコピー													
(4) その他市長が指示する書類													
							控除額合計(b) 円						
							収入月額 $\frac{(a)-(b)}{12} =$ 円						

※裏面も忘れずに記入してください。

(裏)

※太枠内は、記入しないでください。

1 現在の居住状況 (該当する事項の番号を○で囲み、必要な数値を記入してください。)		調査結果	評点
(1)自家 (2)借家 (3)間借り (4)公社・社宅 (5)寮 (6)アパート (7)その他 ( )			
延床面積 _____㎡ 畳数____畳 室数____室 家賃月額_____円			
2 住宅の困窮状況 (該当する事項の番号を○で囲んでください。※複数回答可) 該当する事項を証明する書類を提出してください。		※同一項目で2以上ある場合は、代表的な1理由のみとする	
不良建物	1 極度に老朽し、倒壊の恐れがあり、保安上注意されている建物又は著しく不衛生な非住宅若しくは仮小屋に居住している。 2 極度に老朽している建物に居住している。 3 不完全な転用住宅に居住している。 4 応急の住宅に居住している。		
不完全設備	5 給排水設備が不完全で不衛生なものを使用している。 6 間借り等で台所、便所及び給水施設を共同使用している。 7 間借り等で台所、便所及び給水施設のうちいずれか1つの施設を共同使用している。		
過密居住	8 居住している部屋の広さが一人当たり2畳以下で、衛生上又は風教上不適當である。 9 居住している部屋の広さが一人当たり4畳以下で、衛生上又は風教上不適當である。 10 居住している部屋が1室のため、風教上不適當である。		
間借り	11 親又は妻子と別居している状態が、1年以上経過している。 12 上記の状態が、1年未満である。 13 扶養すべき親族と別居している。 14 間借り(雑居を含む。)により苦痛を受けている。		
立退要求	15 法令に基づいて立退きの要求を受けている。 16 会社等の住宅に居住し、名義人の死亡又は退職等により立退きの要求を受けている。 17 立退きを求められ、極度の紛争に陥っている。 18 正当な理由による通例一般的な立退きの要求を受けている。		
住宅費過大	19 毎月の家賃が月収の50%以上である。 20 毎月の家賃が月収の40%以上である。 21 毎月の家賃が月収の30%以上である。		
特殊事情	22 1室を必要とする長期療養患者がおり、居住環境が悪い。 23 夫婦と満18歳以上の者が、同室に起居している。 24 婚約が成立しているが住宅がないため、結婚できないで困っている。 25 世帯構成員に福祉施設へ通学し、又は勤務するものがある。		
その他			
加算	(1)母子世帯 (2)老人世帯 (3)心身障害者世帯( 級) (4)多子世帯 (5)被生活保護世帯		
3 市税の納付状況 (該当する事項の番号を○で囲み、内容を記入してください。)		合計	
(1)完納 (2)未納( ) (3)非課税			
4 市営住宅への過去の入居状況 (該当する事項の番号を○で囲み、内容を記入してください。)			
(1)入居なし (2)入居あり(入居状況 )			
5 その他調査員(氏名 )の意見			

善通寺市長 様

## 暴力団員又は暴力団関係者ではないことの表明・確約に関する同意書

私は、善通寺市営住宅条例第11条第1項第6号に規定される暴力団員又は暴力団関係者でないことを表明し確約いたします。また、その確認のため、市が、私の個人情報を香川県警察本部に照会することについて同意いたします。なお、このことに関して虚偽の申告をしたことが判明した場合は、同条例の入居資格がないものとして申込書等によるすべての資格を取り消されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、いっさい私の責任といたします。

年 月 日

世帯主	住所 氏名	①
世帯員	住所 氏名	①

注) 上記氏名は、それぞれ自筆にてご記入ください。

## 市営あけぼの団地入居者公募スケジュール（予定）

- 3月 【入居希望者からのお問合せ】
- ・募集の周知（市広報、ホームページ、募集ちらし、告示）
  - ・窓口及び電話での問い合わせ開始
  - ・市営住宅入居申込書等の配布
- 4月 【入居受付開始】
- ・受付期間 4月15日（水）～4月30日（木）  
（土、日、祝日を除く。）
  - ・受付場所 市役所3階 建築住宅課
  - ・受付時間 午前8時30分～午後5時15分  
（12時00分～午後1時00分を除く。）
- 4月～ 【入居資格等審査】
- 5月
- ・入居申込書の内容確認及び現地調査  
（職員が現在のお住いの状況を確認させていただきます。）
  - ・市営住宅入居者選考委員会の開催
- 6月 【入居者の決定】
- ・入居者の決定又は公開抽選開催（部屋及び駐車場枠決定）
  - ・入居手続き（自治会からの説明含む。）
- 7月 【入居期間】
- ・入居開始